

## 指標 14.2.1

### 指標名、ターゲット及びゴール

**指標 14.2.1** 生態系を基盤とするアプローチを使用して海域を管理している国の数

**ターゲット 14.2** 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。

**ゴール 14** 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

### 定義及び根拠

#### ○ 定義

生物多様性条約に基づく生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAPs）又は類似の国家戦略の中に、生態系を基盤とするアプローチを使用した海域の管理を含んでいることと定義する。

#### ○ 概念

生物多様性条約の締約国は、生物多様性保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である、生物多様性国家戦略の策定が求められている。また、令和4年12月に同条約第15回締約国会議（COP15）において採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえた、新たな生物多様性国家戦略の策定が求められている。

#### ○ 根拠及び解釈:

生態系を基盤とするアプローチを使用した海域管理の手法は多様であり、それらを包括的にまとめた計画が整備されていることが重要であるため。

### データソース及び収集方法

生物多様性国家戦略は、過去の版を含め、以下の環境省ウェブサイトに掲載。

[生物多様性国家戦略 | 生物多様性 -Biodiversity-](#)

## 算出方法及びその他の方法論的考察

### ○ 算出方法

生物多様性国家戦略及び行動計画 (NBSAPs) 又は類似の国家戦略の中に、生態系を基盤とするアプローチを使用した海域の管理を含んでいる場合には、1 とカウントする。

### ○ コメントと限界

なし

## データの詳細集計

なし

## 参考

[生物多様性国家戦略 | 生物多様性 -Biodiversity-](#)

## データ提供手法

環境省

## 関連政策府省

内閣府、文部科学省、農林水産省、農林水産省水産庁、国土交通省、環境省

## 担当国際機関

国連環境計画 (UNEP)